

札障第 3891 号  
平成 23 年 (2011 年) 12 月 21 日

〔 指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設  
特定旧法指定施設 〕 代表者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部  
自立支援担当課長 高橋 みゆき

### 介護給付費等の電子請求時における留意事項について

日頃、札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護給付費等の支払事務については、北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連」とする。)へ委託しており、国保連では、請求の返戻を防止するために、事業所が請求受付期間内に送信した請求情報について、エラー及び警告(以下「エラー等」とする。)が発生していないか、事前に点検(以下「事前点検」とする。)しているところです。

事前点検でエラー等が発生した場合には、国保連より、事業所に「点検処理結果票」を送信しており、一定の期間内であれば請求の取下げと再請求が可能になっています。

しかしながら、事業所で点検処理結果票を確認しておらず、請求が返戻となり、翌月以降の再請求となっているケースも多く見られますことから、下記のとおり、事前点検時の留意事項をお知らせいたします。貴事業所内での取扱いを再度ご確認ください。

### 記

#### 1 点検処理結果票について

- ・ 事前点検時にエラー等が発生している場合は、その内容が確認できる「点検処理結果票」が、国保連より送信されますので必ずご確認ください。
- ・ 請求情報の修正期間内であれば、請求情報を取り下げた後、再度請求情報を送信することが可能です。請求情報の修正方法等については、国保連にご確認ください。
- ・ 各サービスの支給決定内容に係るエラー等(E G など)については、受給者証記載事項をご確認の上、修正を行ってください。疑義がありましたら、支給決定を行っている各区保健福祉課へご確認ください。

#### 2 支払いに係る提出書類の期限について

次の書類は、国保連での点検に必要な情報ですので、各区保健福祉課への提出期限を厳守くださいますようお願いいたします。

利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書

各月 25 日までに各区保健福祉課に提出。

札幌市HPに掲載している「介護給付費等に係る請求等事務の手引き」にてご確認ください。

訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書【対象サービス：自立訓練（機能訓練及び生活訓練）就労移行支援、就労継続支援（A型及びB型）】  
支給決定有効期間終了の14日前までに各区保健福祉課に提出。

札幌市HPに掲載している「訓練等給付費に係る支給決定の更新に係る事業者意見書の提出について（札幌第1855号平成19年9月21日）」にてご確認ください。

### 3 受給者証記載事項の確認について

利用者負担上限月額や請求先(札幌市の場合は区ごと)の誤りによるエラーが散見されております。

受給者証の記載事項は変更となる場合がありますので、各事業所においては、必ず最新の受給者証を確認の上、請求を行ってください。

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課給付管理係  
TEL 211 - 2938 FAX 218 - 5181  
E-mail [sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp)